

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

2023年3月より鉄道各社の運賃が改定されました。

2023年3月、各地の鉄道事業者において運賃の改定が実施されました。
今月のニュースレターでは運賃改定の内容や運賃改定による影響についてご案内いたします。

■ 運賃改定時期や対象事業者は？

首都圏エリアでは主に以下の鉄道事業者において、2023年3月18日より運賃の改定が実施されています。

例えばJR東日本では普通運賃が10円の値上げ（切符、ICともに）。定期券では、1カ月定期を280円、3カ月定期を790円、6カ月定期を1,420円値上げと改定されています。
※その他地域については各鉄道事業者のHPをご確認ください。

首都圏エリアの主な鉄道事業者の運賃改定状況

| エリア | 改定時期 | 事業者 |
|-----|------------|-------|
| 首都圏 | 2023年3月18日 | JR東日本 |
| | | 東京メトロ |
| | | 西武鉄道 |
| | | 東武鉄道 |
| | | 小田急電鉄 |
| | | 東急電鉄 |
| | | 相模鉄道 |

■ 運賃改定による影響は？

通勤費の変更は固定的な賃金の改定にあたります。固定的賃金に変更になり、3ヶ月間の賃金総額の変動額によっては社会保険の「標準報酬月額変更」の手続きが必要となります。

標準報酬月額、健康保険料や介護保険料、厚生年金保険料といった「社会保険料」を決める仮の金額です。そのため標準報酬月額が変更されると、社会保険料も変更となります。

このように通勤費の変更があると、標準報酬月額、社会保険料に影響が出てくる可能性があるため、通勤費の変更があった際には、お早目に弊社担当までご連絡くださいませ。

参考URL：JR東日本『「普通乗車券」と「通勤定期券」の運賃改定のお知らせ』
<https://www.jreast.co.jp/unchin-kaitei/>

◆4月の労務スケジュール

～4/30 3月分社会保険料納付

～4/10 3月分源泉徴収税額・住民税額の納付